

## 法人市民税の申告納付の御案内

鶴岡市総務部課税課

税務行政につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、納付書（及び申告書）を送付いたしますので、下記事項に御留意の上、期限内に申告納付くださいますようお願いいたします。

### 《お知らせ》

鶴岡市では、令和2年10月に発送する申告書から、これまで地方税ポータルシステム（eL TAX）の利用届出を行ったことのある法人の皆様につきましては、申告書の事前送付を取りやめることとし、当面の間は納付書のみ送付させていただきますのでご了承ください。

☆申告書及び納付書等の様式は、鶴岡市ホームページに掲載しております。

### 1. 鶴岡市の税率

#### ■法人税割

適用事業年度	税率
令和元年10月1日以後に開始する事業年度	8.4%
平成26年10月1日～令和元年9月30日に開始する事業年度	12.1%

#### ■均等割（年額）

資本金等の額 または 資本金の額及び資本準備金の額の合算額	従業者数の合計数	
	50人超	50人以下
50億円超	300万円	41万円
10億円超 50億円以下	175万円	
1億円超 10億円以下	40万円	16万円
1000万円超 1億円以下	15万円	13万円
1000万円以下	12万円	5万円
上記以外の法人	5万円	

## 2. 申告納付期限

確定申告については事業年度終了の日の翌日から2月以内、予定・中間申告については事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内、清算確定申告については残余財産の確定した日の翌日から1月以内に申告をお願いします。

## 3. 法人等の異動

法人等に関する事項に異動があった場合は、異動届出書を提出してください。

内容		添付書類 (コピー可)	提出期限	備考
法人等の設立、 事務所(支店) 等の開設・閉鎖 等	設立 (本店が鶴岡市)	登記簿謄本 及び定款	1月以内	※所在地証明の対象となる 事務所等は原則1か所 としますが、ご相談くだ さい。
	開設 (本店が鶴岡市外)			
	支店追加・ 一部支店の閉鎖	原則不要	できるだけ 速やかに	
	閉鎖			
届出事項の変更	本店所在地、 商号、代表者、 事業年度、合併、 資本金	登記簿謄本や 定款等、変更 の内容が分か るもの		※支店代表者名の届出は 不要です。 ※資本金の変更届出は均 等割が変更となる場合の みで結構です。
	書類送付先 支店所在地	原則不要		
事業廃止	解散	登記簿謄本	2月以内	※別途申告書も提出願 います。
	清算終了		1月以内	

○申告書・届出書には、代表者印を押印願います。

○控が必要な場合は、2部提出の上、返信用封筒(宛名明記・切手貼付)をご同封ください。

○納付場所(この他の金融機関では手数料が必要となる場合があります)

荘内銀行本支店、山形銀行本支店、きらやか銀行本支店、鶴岡信用金庫本支店

鶴岡市農業協同組合本支所・支店、庄内たがわ農業協同組合支所、東北労働金庫本支店

山形県漁業協同組合由良支所・念珠関支所、ゆうちょ銀行・郵便局(※東北管内のみ)

■問合せ先 : 鶴岡市総務部課税課諸税係

〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町9番25号

TEL. 0235-25-2111(内線256) FAX. 0235-24-9071